

第 2 期

幸田町地域福祉計画
幸田町地域福祉活動計画
【概要版】



令和2年3月

幸田町

幸田町社会福祉協議会

地域福祉とは

『地域の人たちが、地域の福祉課題の解決に取り組むこと』

“障がいがあっても、要介護状態になっても、できる限り住み慣れた場所で自分らしい暮らしができるような地域を、行政や社会福祉協議会、地域の人たちで共につくっていくこと”が地域福祉の目標です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画

幸田町地域福祉計画は、私たちが暮らしている地域コミュニティにおける福祉に関する計画とし、赤ちゃんから高齢者まで、障がいがあってもなくても、誰もが住みやすい幸田町であることを目指し、「オール幸田町」として各分野別計画を網羅した「幸田町の福祉」として包括的な支援を推進していくための計画です。

地域福祉活動計画は、地域福祉計画を実現するために、住民や民間の団体などが具体的にどのような取組を進めていくのか、小地域(幸田町では小学校区)の福祉活動をどう推進していくのかを定めるものです。



分野別計画との位置付け ～健康・福祉分野の“総合計画”～

本計画は、「社会福祉法」第107条に位置付けられた、多様な主体が相互に協力し地域福祉を推進するための健康・福祉分野の各分野別計画の総合的な計画です。



幸田町の地域福祉における課題と視点

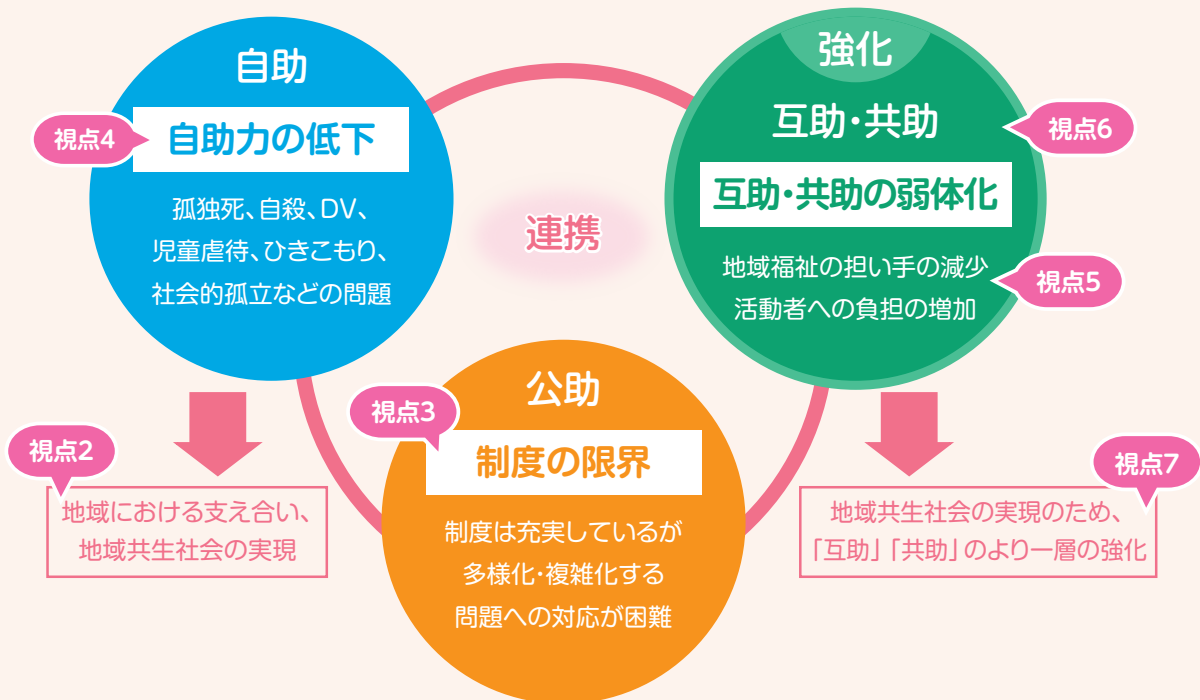


核家族化に伴う子育ての負担、いわゆるワンオペレーション育児や8050問題、病気やケガによる後天的障がい、老老介護、育児と介護、両親や自分の親と配偶者の親とのダブルケアなど、それぞれの家庭やその人の状況に応じ、誰もが福祉の問題を抱えるリスクがあり、地域で抱える課題は多様で複雑化しています。

幸田町の地域福祉の現状を踏まえ、7つの視点を加えて、地域福祉及び地域福祉活動を推進していきます。

社会的な大きな動向 少子化・高齢化の進展による社会保障等の財政状況への更なる影響

地域における福祉課題 多様化・複雑化する問題



- 視点1 2025年だけでなく2040年を見据えた福祉施策の展開
- 視点2 「オール幸田町」「丸ごと」の地域づくりの推進
- 視点3 福祉に関する総合的な情報の発信と提供
- 視点4 サービスの「受け手」「担い手」という枠を越えた“お互い様”の意識づくり
- 視点5 地域に内在する地域福祉の担い手の掘り起こしと育成
- 視点6 ネットワークの強化と、担い手の支援体制づくり
- 視点7 “なめらかなまちづくり”から、地域で課題解決できる仕組みづくりへの発展

幸田町の地域福祉における課題と視点

- ひとり暮らし高齢者のごみ出し、布団干し、草取り、買い物など軽易な手助けの必要性
- 育児と介護に同時に直面する「ダブルケア」など複数の分野にまたがる複雑な地域課題
- 地域福祉や多様な人への相互理解の促進、地域の人々がゆるやかに集える場づくりの必要性
など

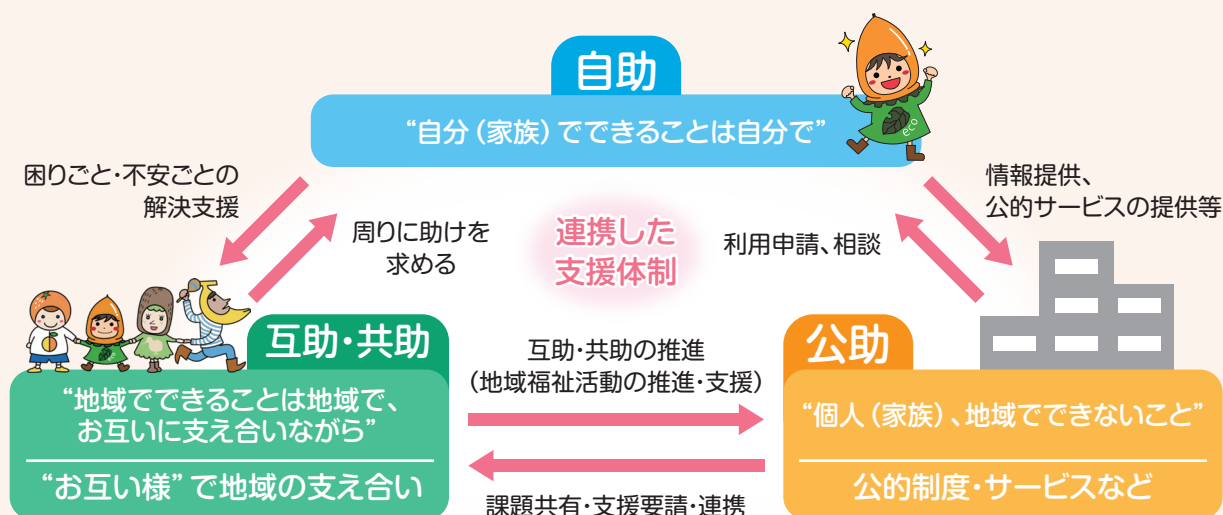
基本理念

「支え合い ともに生きる まちづくり」 ～一人ひとりが自立し、人とつながり、お互い様を広げよう～

地域にある福祉課題を早期に解決していくためには、「自助、互助、共助、公助がそれぞれの役割を果たしつつ、お互いに連携、協働することが必要である」という考え方を基に、第1期計画からの考え方を継承して理念として定めます。

幸田町の「自助」「互助」「共助」「公助」

- 【自助】** “家庭の力”自分自身の努力、家族での支え合い
- 【互助】** “地域の力”隣近所や友人・知人など顔見知り、地域での助け合い
- 【共助】** “地域の力+福祉団体等の力”同じ課題を持って集まる場・団体、地域で個別に支援に携わる人（民生委員・児童委員、赤ちゃん訪問員など、福祉団体、ボランティア、社会福祉法人などによる支え合いを含めた地域の助け合い）
- 【公助】** “行政等の力”「自助」「互助」「共助」の努力では解決が難しい課題等への対応。公的な制度等



一人ひとりができること

困っている人がいたら声かけや手助けをする自分でできることをやってみる（地域の支え手）…など

互助・共助のために…

みんなの困りごと・不安を共有する多様な人が共有できる場を考えてみる…など

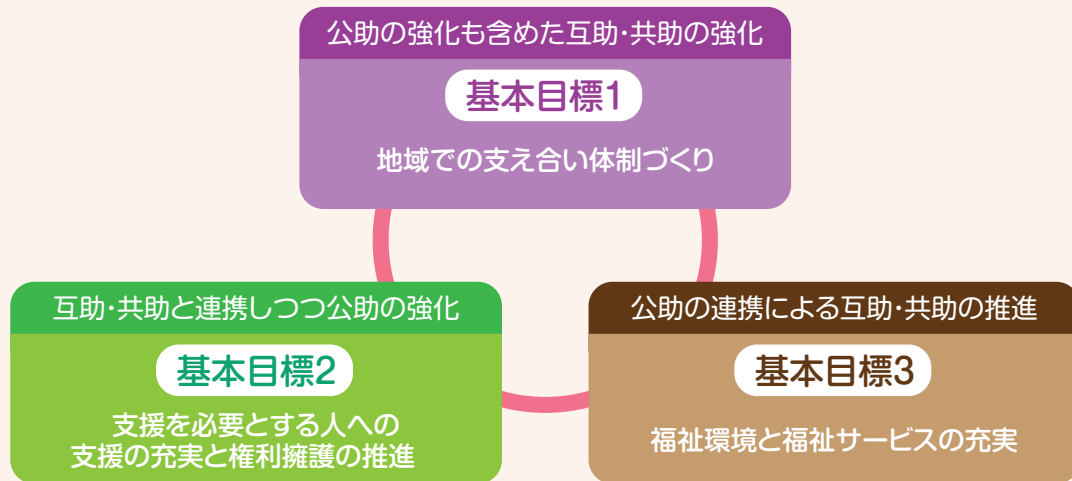




3つの基本目標と7つの基本施策



「基本目標1 地域での支え合いの体制づくり」を土台としつつ、「基本目標2 支援を必要とする人への支援の充実と権利擁護の推進」「基本目標3 福祉環境と福祉サービスの充実」と、以下の7つの基本施策を設定しました。



基本目標1 「地域での支え合いの体制づくり」を進めます。

基本施策1 “お互いさま”の意識づくり

地域福祉についての理解促進、福祉教育の推進や推進の場づくり など

基本施策2 地域活動の推進

地域活動の多様な担い手づくり、多様な人が集える場づくり など

基本施策3 担い手の支援体制づくり

知識の習得と対応力の強化、相談・連携・協働できる体制整備 など

基本目標2 支援を必要とする人への支援の充実と権利擁護の推進

基本施策1 支援を必要とする人への対応の充実

個人情報ルールづくり、社会的孤立者への対策の推進 など

基本施策2 福祉サービス利用者への権利擁護の推進

権利擁護の推進、成年後見制度の周知 など

基本目標3 「福祉環境と福祉サービスの充実」を進めます。

基本施策1 関連分野等の連携による地域福祉の推進

個人情報ルールづくり、社会的孤立者への対策の推進 など

基本施策2 災害に対する備えの強化

災害時避難行動要支援者の支援体制の整備 など

幸田町の地域福祉活動の展開

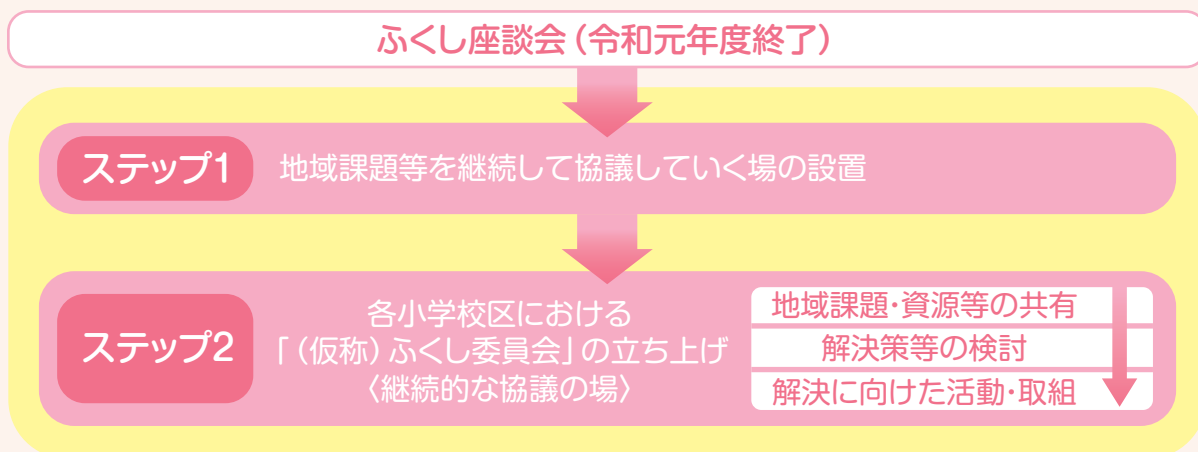
各施策体系と合わせて、以下の大きな方向性に基づき、地域福祉活動を展開していくとともに、今後、小学校区(6学区)ごとの方向性等を改めて整理、検討していきます。

地域福祉活動の4つの大きな方向性

- 方向性1** 地域の“困りごと”“不安ごと”“アイディア”等を地域福祉の視点から広く把握します。
…地域ケア会議、地域総合支援協議会の専門部会、(仮称)ふくし委員会等での課題抽出
- 方向性2** 地域福祉や地域福祉活動の小中学校区ごとの方向性の検討を進めていきます。
…活動団体等のネットワーク形成、(仮称)ふくし委員会の立ち上げ支援、見守りの組織づくり
- 方向性3** 地域福祉の課題等に継続的に取り組んでいけるよう体制を整えていきます。
…住民、行政、社会福祉協議会、民間企業等の連携、活動のバックアップ体制の検討、(仮称)ふくし委員会の運営支援
- 方向性4** 個人情報を含めた情報の共有や活用について検討していきます。
…災害時避難行動要支援者名簿の登録推進と活用、地域での個人情報の共有のルール化

「(仮称)ふくし委員会」について

地域課題等の解決に向けて検討していく場として、協議の場を設置後、各小中学校区での「(仮称)ふくし委員会」の立ち上げを目指します。



計画の推進体制



“誰もが担い手、誰もが支え手”のいろいろなしくみ、取組

その人の
“できること”
が他の人の
“支え”になる

“ちょいボラ”

“地域見守り隊”

“地域人材バンク”

など

1 計画の普及・啓発

- HPや広報、概要版の作成等での広報活動
- 地域活動団体等への計画等の普及と啓発

2 協働による計画の推進

- 自助、互助、共助、公助が連携した支援体制と地域福祉の推進
- “お互いさま”の意識の醸成
- 「(仮称)ふくし委員会」等における地域福祉における課題等への継続的な取組
- 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制
- 包括的な相談支援体制

3 計画の進行管理

(仮称)地域福祉計画等計画推進会議、(仮称)ふくし委員会等で進行管理を行います。

4 成果指標

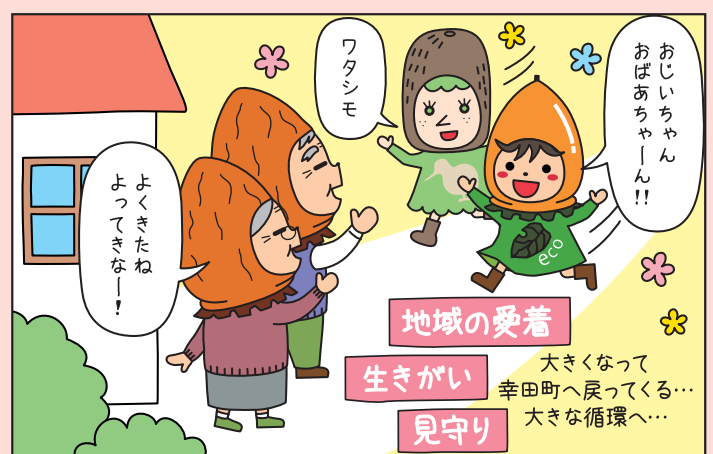
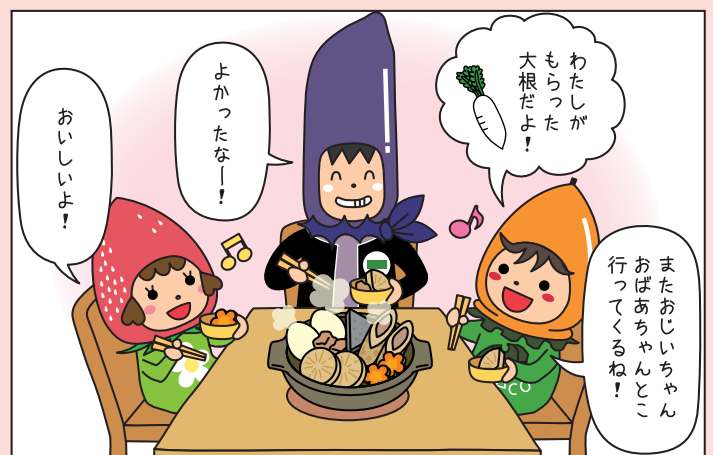
成果指標1. 各小学校区に「(仮称)ふくし委員会」の立ち上げを目指します。

成果指標2. 個人情報の取り扱いについて検討し、ルール作り、方向性を整理します。

成果指標3. 各小学校区で地域課題の抽出方法や課題検討の仕組みづくりを行います。

成果指標4. 各支援体制等の連携体制の「見える化」を図ります。

みんな担い手・支え手 “オール幸田町”



愛のある
幸せなまち
幸田町

発行：幸田町 健康福祉部 福祉課
住所：〒444-0192
愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1
TEL：0564-62-1111
FAX：0564-56-6218

発行：社会福祉法人 幸田町社会福祉協議会
住所：〒444-0113
愛知県額田郡幸田町大字菱池字錦田82番地4
TEL：0564-62-7171
FAX：0564-62-7254

発行年月：令和2年3月